平成２１年（フ）第２７０号
埼玉県吉川市大字吉川548番地　コートさくらＢ―101
債務者　佐藤加奈子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地５棟201号
債務者　水落　昭治
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７５号
千葉県市川市市川南２丁目６番３棟506号ヴェルディール市川南
債務者　芳野　月子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９１号
千葉市中央区矢作町204番地　レジデンス長島Ⅰ―203号
債務者　田中　清子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２９号
神奈川県小田原市飯泉965番地の１　湘南第１ＳＤビル302
債務者　大谷　幸恵
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１０６号
新潟県柏崎市松美１丁目８番35号
債務者　長谷川　力
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
愛知県大府市横根町坊主山１番地の636
債務者　三瓶　政洋
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９５号
愛知県瀬戸市東赤重町１丁目52番地　ヴィラ伊藤Ｅ
債務者　丹羽　　桂
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０６号
愛知県愛西市勝幡町大縄場2794番地７
債務者　大野　健司
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０７号
愛知県愛西市勝幡町大縄場2794番地７
債務者　大野　成実
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２２号
名古屋市中川区大塩町１丁目89番地　さかえ荘207号
債務者　新堀　明子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１１号
名古屋市中区新栄１丁目28番22号　ｍａｉｓｏｎⅠ　ＮＯ．３　805号
債務者　奥村　知行
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1024号
債務者　宮内　靖典
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５９号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1024号
債務者　宮内　涼子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１４号
愛知県江南市島宮町城27番地　県営島宮住宅２棟102号
債務者　松木　鈴子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２４１号
愛知県稲沢市北市場町玄野60番地　コーポ玄野２―Ｂ
債務者　佐藤　克幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９号
愛知県豊田市美山町４丁目12番地　カーサジオ205号
債務者　住田ひろみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係